

## 令和8年度「子ども日本語学習サポーター派遣事業」実施要領

1. 趣 旨：日本語能力が十分でない外国にルーツのある児童・生徒等（以下「児童・生徒」という。）日本語学習を支援するため、一般財団法人岡山県国際交流協会（以下「協会」という。）は、「子ども日本語学習サポーター」を派遣する。
2. 子ども日本語学習サポーター：「一般財団法人岡山県国際交流協会 子ども日本語学習サポーター」登録者（協会主催の子ども日本語学習サポーター研修会修了者等）
3. 実施期間等：（派遣期間）令和8年5月1日（金）～令和9年2月19日（金）  
（派遣申請受付期間）1次受付期間：令和8年4月13日（月）～6月30日（火）  
2次・延長受付期間：令和8年9月1日（火）～11月30日（月）
4. 派遣方法：協会は、県内の小・中学校又は市町村教育委員会等（以下「申請者」という。）からの派遣申請を受け、「子ども日本語学習サポーター」（以下「サポーター」という。）を学校等に派遣する。
5. 活動内容等：具体的なサポート活動の内容等については、協会、申請者、サポーター、児童・生徒及びその保護者で協議し決定する。  
（活動例）
  - ・小・中学校における放課後の日本語指導
  - ・その他協会が依頼する外国人児童・生徒への日本語指導に関すること
6. 派遣回数の上限：
  - (1) 1校あたりの年間派遣件数は4件、1件あたりの派遣回数の上限は10回とする。
  - (2) 児童生徒一人につき申請できる派遣は、原則1件（10回）までとする。ただし、協会が支援の継続が必要と認めた場合に限り、延長として1件（10回）を追加申請できる。
  - (3) 小学校から中学校への進学等により申請者が変更となる場合でも、同一児童生徒であれば派遣回数は通算して取り扱い、上限は20回（2件）とする。
  - (4) 学校全体の年間件数4件（40回）の範囲内において、派遣開始前で未実施の申請に限り、対象児童生徒を変更することができる。ただし、派遣開始後の変更は認めない。
  - (5) 派遣が途中で終了した場合でも、残回数を他の児童生徒へ振り替えることはできない。
  - (6) 当該年度内に実施できなかった派遣回数は、翌年度へ繰り越すことはできない。
  - (7) 令和7年度以前に1件（10回）の派遣を受けている児童生徒については、通算2件の範囲内において、令和8年度に申請できる派遣は1件（10回）を上限とする。
7. 費用：協会は、サポーターに下記の通り活動協力金及び交通費を支給する。
  - ・活動協力金：1回の活動（3時間まで）につき3,341円（税込）
  - ・交通費：公共交通機関を利用した場合は実費額

自家用車を利用した場合は、原則として次の区分による。

片道 10km 未満・・・	300 円／回
15km 未満・・・	450 円／回
20km 未満・・・	600 円／回
以降、5km 毎に	150 円加算

8. 対象地域：岡山県全域

9. 派遣申請書提出先 〒700-0026 岡山市北区奉還町 2-2-1 岡山国際交流センター内  
一般財団法人 岡山県国際交流協会 企画情報課  
E-Mail : info@opief.or.jp